

# せいとこころえ こうそくおよ がっこうせいかつ かん かくにんじこう 生徒心得・校則及び学校生活に関する確認事項

令和6年度 せいとしどうが  
生徒指導課

## せいとこころえ 生徒心得

### 1 がくしゅう かん こころえ 学習に関する心得

- (1) がっこうせいかつ せいとこころえ がいしゅう ば とら しゃかいてき しょくぎょうてきじりつ もくひょう せいちょう  
学校生活すべてにおいて、学習の場と捉え、「社会的・職業的自立」を目標におき、成長しようとする態度で臨むこと。
- (2) じゅぎょう ひとり じかん み しぎょうじかんまえ にゅうしつ じゅぎょう じゅんび  
授業にあたっては、一人ひとりが時間を見て、始業時間前に入室し、授業の準備をして自主的・主体的に行動するよう心がけること。

### 2 せいかつ かん こころえ 生活に関する心得

- (1) みづか すず おこな  
あいさつは自ら進んで行うこと。
- (2) あいて ばしょ じかん かんが ただ ことばづか こうどう  
相手、場所、時間を考え、正しい言葉遣いや行動をすること。
- (3) あんしん あんぜん しゅうだんせいかつ おく じぶん きも あんてい がっこうまた しゃかい いちいん  
安心・安全な集団生活を送れるよう、自分の気持ちを安定させ、学校又は社会の一員としての自覚をもつこと。

## こう そく 校 則

### 1 ふくそうとう 服装等

がっこう せいふく ちやくよう せいけつ こうかん ふくそう  
学校で決められた制服を着用し、清潔で好感をもたれるような服装であること。

ブレザー、ネクタイ、ズボンまたはスカートは学校指定のものを着用するものとする。

※衣替えは、せいとかくじ たいちよう あ ふくそう ちやくせい おこな ちやくよう か  
衣替えは、生徒各自が体調に合わせて、服装の調整を行うこと。カーディガンの着用も可。

#### ○せいふく 制服

- はんそで しろうろ また かくじこうにゆう  
・半袖シャツ…白色のカッターシャツ、ブラウス又はポロシャツ (各自購入)
- ながそで しろうろ かくじこうにゆう  
・長袖シャツ…白色のカッターシャツ、ブラウス (各自購入)
- けん さだ きかん ちやくよう  
・ネクタイ…県の定めるクールビズ期間については着用しなくてもよい。

いがい きかん ちやくよう ちやくよう せいと いそうとけ だ  
それ以外の期間は着用すること (着用できない生徒は異装届を出すこと)。



くつした いろ しろ くろ こん  
 ・靴下…色は白、黒、紺とする。

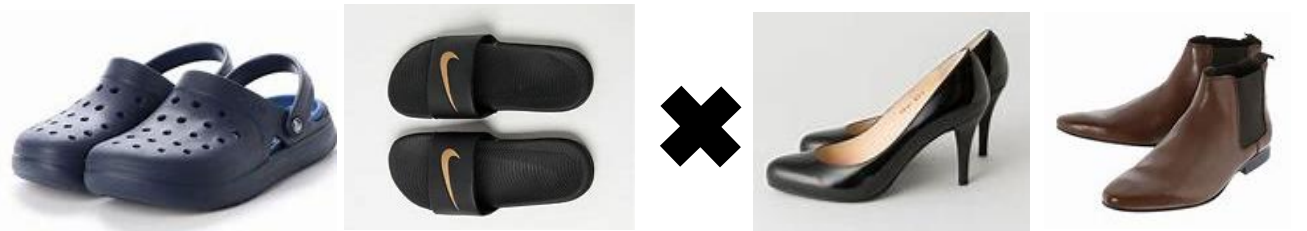
くるぶしより上の長さのものを着用すること。 ワンポイント、ラインは可。



いろ くろ ちゃいろ かわおよ ぬのせい  
 ・ベルト…色は黒・茶色の革及び布製とする。※ファッション性のある穴の多い物は不可。



つうがくぐつ つうがくじ あんぜん くつ  
 ○通学靴…通学時に安全な靴とする。ただし、サンダル、高いヒール、ブーツ等は不可。



ぼうかんぎ ぼうかんぎ さむ ふせ  
 ○防寒着…防寒着は寒さを防ぐためのもの。各自の通学方法により、安全を確保できるものとする。

- ① 素材については、自由とする。
- ② 防寒着を着る場合は、ブレザーを着てから着ること。シャツやブラウスの上に直接着ないこと。
- ③ 派手な刺しゅうや柄、ファーのついてないもの、ブランド品などの高価なものではないものとする。



○タイツ、ストッキング…色は黒もしくはベージュとする。

○カーディガン…色は白、黒、紺、茶、グレーとする。

※肩にかけたり、腰に巻いたりしないこと。



○ベスト…色は白、黒、紺、茶、グレーとする。



○制服の中に着るインナー（下着）…無地の白、黒、グレー、ベージュとする。

○名札…学校内では、胸ポケットに名札をつける。名札にシール等をつけない。

胸ポケットに名札をつけることができない場合は、ネームタグを貸し出す。

○体操服（学校指定）

- ・半袖シャツ
- ・ハーフパンツ（紺色）
- ・長袖上下ジャージ
- ・白色帽子
- ・体育館シューズ及びグラウンドシューズ

○作業服（学校指定）

- ・長袖シャツ
- ・スラックス
- ・ブルゾン
- ・帽子
- ・ベルト
- ・ポロシャツ（白、黒、紺で無地のもの）

○上靴…学年カラー（各自購入：赤、青、緑の各学年カラーのいずれか）



○身分証明書…身分証明書は、常に携帯すること。

<b>緊急連絡先</b>	
生徒を保護された方は、下記へ連絡をお願いします。	
学校名 福岡県立特別支援学校「北九州高等学園」	
☎(093) 246-3000	
保護者 氏名	_____
住所	_____
☎	_____

<b>証明書</b>	
No. _____	
下の者は、本校の生徒であることを証明する。	
第 学年 組	_____
氏名	( 才 ) _____
生年月日	年 月 日生
令和 年 月 日発行	
所在地	中間市大辻町18番1号
学校名	福岡県立特別支援学校
発行者	「北九州高等学園」
校長	_____ 印

## 2 通学用かばん (各自購入)

- ① 白・黒・紺などのバック又はリュックを使用すること。
- ② メーカーのロゴは可。

※通学用かばんにつけるキーホルダーについては、目印程度とする。

ただし、つけることが前提ではないこと。



## 3 髪型等

常に清潔を心がけ、端正であることが望まれる。学校生活を送るにふさわしい髪型であること。

- ① パーマ、リーゼント、モヒカン、剃り込み、脱色、染髪、眉剃りは禁止する。
- ② 髪はきちんと手入れをして清潔を保ち、過剰な整髪料は使用しない。また、整髪料の香りは他の生徒の妨げにならないようにすること。
- ③ 後ろ髪が肩の線を越えた場合は、ゴムで束ねる。
- ④ ヘアピン、ヘアゴムを使用する場合、色は黒、紺、茶とする。
- ⑤ 口紅、マニキュア等の化粧及び指輪、ネックレス、ピアス等のアクセサリーの類については禁止する。

### 【いろいろな例】

パーマ ×



モヒカン ×



リーゼント ×



剃り込み ×



ネックレス、ピアス (透明の物を含む) 等のアクセサリー ×



マニキュア ×



口紅 ×



#### 4 スマートフォンについて

- ① スマートフォン等の所持は、保護者の申し出による許可制とする。
- ② 原則、学校での使用は認めていないが、学習で使用する場面もある。不適切な使用を繰り返した場合は許可を取り消すこともある。
- ③ 許可されたスマートフォン等は、登校後・帰舎後に学級担任及び寄宿舍職員に預けること。

#### 5 通学（登校・下校）について

- ① 不要な金銭は持ち歩かない。
- ② 友達同士でのお金の貸し借りは禁止する。
- ③ 登下校の途中で買い食いをしない。
- ④ 登校したら、貴重品（財布・療育手帳・携帯電話等）は担任・副担任、または寄宿舍担当者に預けること。
- ⑤ 公共の乗り物の中では、マナーを守る。
- ⑥ 携帯電話・自転車許可書については、許可制とし、年度毎に提出する。  
通学時の使用についてはルールを守る。通学時の不要な通話やメール、LINE等はしないこと。

#### 6 校外生活・・・校外生活については、次のことを守ること

- ① 友達同士での外泊はしないこと。
- ② 保護者等同伴でない夜間外出や18時以降の娯楽施設（カラオケボックスやゲームセンター）への出入りはしないこと。
- ③ 運転免許の取得は原則として禁止する。ただし、進路に関わることで取得が必要な時は、保護者等が申し出をし、協議の上で認める。

#### 7 その他、学校生活に関わること

【欠席・遅刻・早退・欠課・忌引きに関すること】

- ① 欠席・遅刻・早退する場合は、前日までに連絡帳や電話等で学級担任に伝えること。
- ② 当日に欠席する場合は学校に電話をし、学級担任に伝えること。
- ③ 登校後は、授業終了まで校外に出てはならない（帰舎を含む）。  
やむを得ず、一時外出をする場合は、学級担任に事前に申し出ること。

## 8 特別指導について

下記の行為またはそれに該当するような行為をしたときには、特別に指導を行うものとする。

- ① 喫煙・飲酒・薬物乱用などの法律違反行為
- ② 窃盗・万引き・恐喝・傷害などの犯罪行為
- ③ バイクの無免許運転などの道路交通法違反行為
- ④ 暴言・暴力・いじめなどの法律違反行為及び人を傷つける行為
- ⑤ 頭髪及び服装違反などの校則違反行為
- ⑥ 性的な問題行動
- ⑦ その他、指導が必要と認められた場合

## 9 その他

### 【学習に関すること】

- ① 着替え、トイレを済ませた生徒は教室で静かに待つようにする。
- ② 他の教室への出入りは原則として禁止する。ただし、教員のいる場合は、許可があれば入室して良い。
- ③ 10分休みは、次の授業の準備の時間として過ごすこと。
- ④ 授業中、休み時間も含め、うちわ類の使用は禁止する。



### 【服装・生活等に関すること】

- ① タオルを首や肩からかけない。
- ② 自ら進んで挨拶することに努めること。
- ③ 学習に必要なもの（音楽プレーヤー等、多額の現金や菓子類、化粧品類）を学校に持ち込まないこと。
- ④ 他の人に迷惑をかけないように心掛け、社会の一員としての自覚をもつこと。

### 【校則の改訂について】

- ・校則の改訂は、原則「生徒総会」を経て行われるものとする。その中心は生徒会役員が担うため、特に生徒会役員は他の生徒の手本となるような学校生活を送ることが求められる。
- ・「社会状況の変化」や「校則を守れない（守ろうとしない）」などの様々な状況により、校則は改訂されることがある。